

第1章

計画策定に当たって

I 計画策定の趣旨

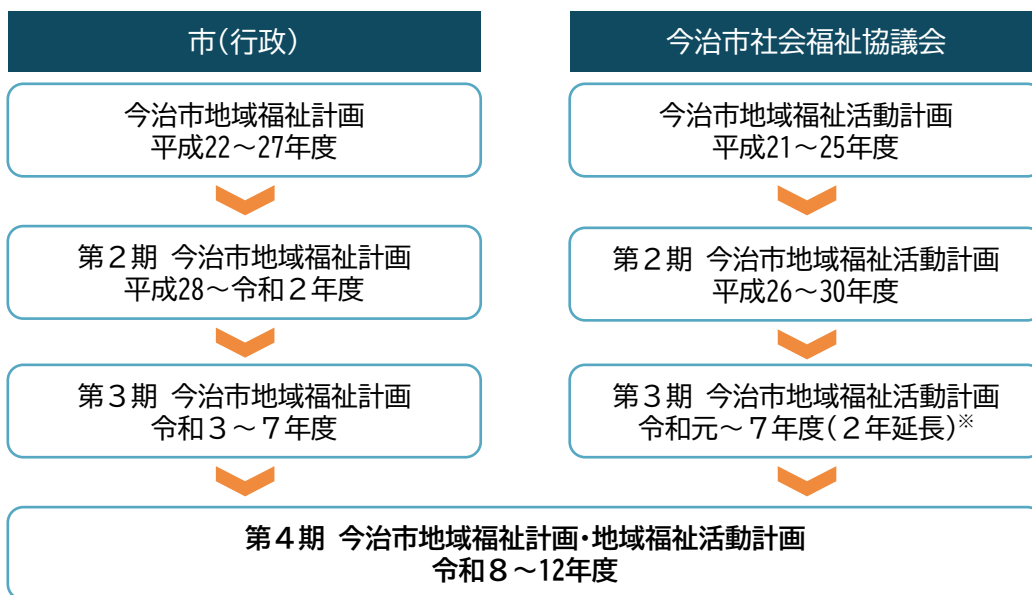
今治市(以下、「本市」という。)では、平成22年度から3期にわたり、「今治市地域福祉計画」を策定し、「つながりと支え合いのある 安心して暮らすことのできるまち」を基本理念に、地域の連携強化や誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組んできました。

今治市社会福祉協議会においても、平成21年度から3期にわたって「地域福祉活動計画」を策定し、「気づこう」「つながろう」「支え合おう」「ともに暮らそう」の4つの基本視点に基づき、12支部ごとの小地域活動や地域の課題解決を推進してきました。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化や核家族化の進行、住民同士の結びつきの希薄化等に伴い、これまで家族や地域のごつながりで解決してきたことが、社会的孤立等として問題になっています。また、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった制度の狭間で支援が届かないケースに加え、個人・世帯単位で複数の問題が重なるケースも増えており、従来の縦割り支援(分野ごとの支援)では対応が困難になっています。

加えて、本市は中心市街地がある平野部や緑豊かな山間部、瀬戸内の島しょ部で構成された、変化に富んだ地勢となっています。陸地部と島しょ部では、それぞれ異なった地域課題を抱えており、地域特性に寄り添った取組を推進することが重要です。

このような状況に対し、行政と今治市社会福祉協議会がより連携を密にして取り組むため、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体化した「第4期地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」)を策定しました。



※第3期今治市地域福祉活動計画の当初期間は令和元年～令和5年度で、コロナ禍の影響により2年間延長しています。

2 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域住民や社会福祉関係者が互いに協力し、地域社会全体で住民の福祉を支える仕組みです。また、改正社会福祉法第4条第1項では「地域住民」を地域福祉の推進に努める主体と位置づけています。

地域での支え合いを築いていくための考え方として、「自助」・「互助」・「共助」・「公助」が相互に働き合い、地域福祉活動に取り組んでいく必要があります。

- 自助**（自分・家族）：個人や家族による助け合い・支え合い
- 互助**（隣近所）：身近な人間関係の中での自発的な助け合い・支え合い
- 共助**（地域）：地域で暮らす人・活動団体・行政等の協働による、組織的な助け合い・支え合い
- 公助**（行政）：公的な制度として福祉サービスの提供による支え合い（生活保護、人権擁護、虐待防止対策など）

■自助・互助・共助・公助のイメージ



3 圏域の設定

第3期今治市地域福祉計画で、旧今治市内は小学校区、旧越智郡は合併前の旧町村を基本圏域に設定し、基本圏域を中心とした第1次から第5次までの圏域の下、様々な活動に取り組んできました。

本計画では、小地域福祉活動の実情を踏まえ、基本圏域を従来の小学校区・旧町村区域から、公民館圏域・旧町村区域に見直します。

■圏域の考え方



4 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

① 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」、「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」、「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」、「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に定める計画です。地域における生活課題を解決するため、高齢者や障がいのある人、子育てなどの分野別の福祉施策を地域という視点でつなぐ役割があります。

② 地域福祉活動計画とは

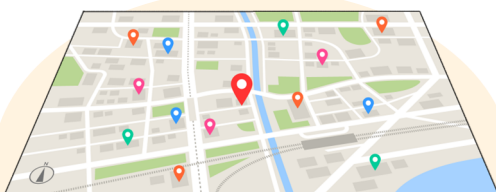
地域福祉活動計画は、社会福祉協議会(社会福祉法第109条の規定に基づき地域福祉の推進を図る民間団体)が策定する実践的な計画です。住民や自治会、ボランティア団体、福祉サービスを担う事業者等が相互に協力し、地域の生活課題を踏まえながら、支え合いの取組や参加の促進、担い手づくりなどを具体的な活動として進めていくための指針となります。市町村が策定する地域福祉計画と内容を共有し、相互に連携しながら、地域福祉の取組を実効性のあるものとして推進していく役割があります。

■ 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけイメージ

行政 が中心となって策定

地域福祉計画

地域生活課題の解決のために必要となる**施策**について協議の上、**計画的に整備**していく。



目的地までの全体地図

社協 が中心となって策定

地域福祉活動計画

地域生活課題を発見・共有し、それらの課題を解決するための民間の**活動・行動計画**。



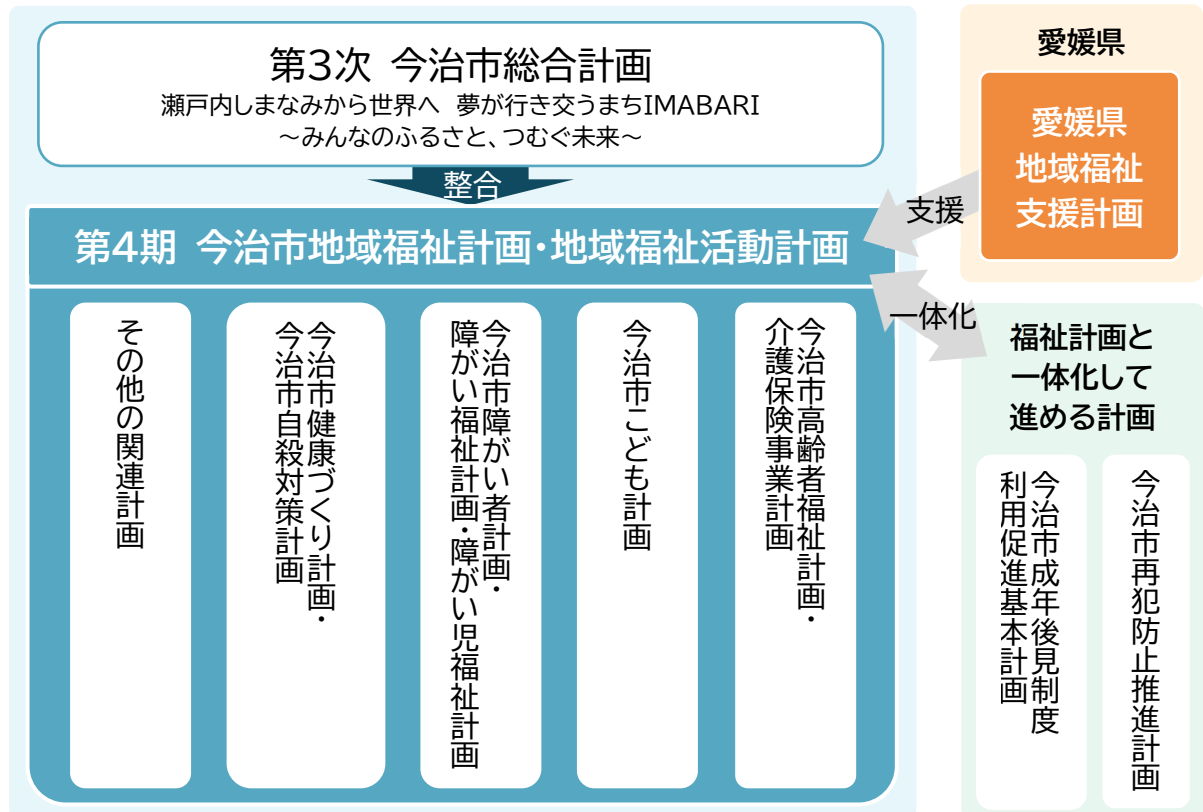
目的地まで誰と、どうやって行くか

(2) 市の関連計画との関係

本計画は、今治市総合計画と整合を図って策定するものです。また、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけ、関連計画との整合性及び連携を図るものとします。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく「再犯防止推進計画」を包含したものとします。

■他計画との関係イメージ



5 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度(2026年度～2030年度)までの5年間とします。

なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、毎年度点検を行いながら、必要に応じて次期計画の見直しを行います。

■計画の期間

令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)	令和12年度 (2030年度)	令和13年度 (2031年度)
第4期 今治市地域福祉計画・地域福祉活動計画					
● 点検	● 点検	● 点検	● 点検	● 評価・見直し	
				次期計画 策定	次期計画

6 計画策定に当たって踏まえるべき動向

令和2年に社会福祉法が改正され、包括的な支援体制を整備するための方策として「重層的支援体制整備事業」が創設されたほか、孤独・孤立対策推進法をはじめとする様々な法律が施行されるなど、地域共生社会の実現に向けた取組が推進されています。

■地域共生社会のイメージ



出典:厚生労働省 地域共生社会のポータルサイト(<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>)

(1) 重層的支援体制整備事業

市町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、世代や属性を問わない包括的な支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実と地域の持続可能性の向上を図る、社会福祉法(第106条の4)に規定された事業です。人々の生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性に応えるものとして創設されました。

「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとされています。

(2) こども家庭庁の設立・こども基本法の施行

少子化の進行や児童虐待、いじめなど、こどもを取り巻く様々な社会問題に対し、より本質的かつ効果的な対応を図ることを目的に、令和5年に「こども家庭庁」が創設されました。これにより、従来は内閣府、文部科学省、厚生労働省など複数の省庁にまたがって実施されていたこどもに関する政策や支援が、一元的に推進される体制が整えられました。

また、令和4年には「こども基本法」が制定され、翌令和5年に施行されました。この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念に基づき、全てのこどもが将来にわたり幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進することを目的としています。法律では、こども施策の基本理念に加え、「こども大綱」の策定や、こどもや若者の意見を施策に反映させるための仕組みなどが定められています。

さらに令和6年には、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(改正後は「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」)が改正されました。これにより、ヤングケアラー支援や貧困の予防といった、こどもの将来や社会構造に大きな影響を与える課題への対策が、法律に明記されました。

これらの動きは、こども大綱が掲げる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、社会全体でこども施策を総合的かつ強力に推進していくための重要な一歩となっています。

(3) 孤独・孤立対策推進法の施行

社会構造の変化によって個人と社会及び他者との関わりが希薄になり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況となっています。今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、一層の孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。こうした状況を受け、令和6年に孤独・孤立対策推進法が施行され、国及び地方公共団体において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方公共団体の推進体制等について規定されました。

(4) 福祉ビジョン2025の策定

全国社会福祉協議会では、コロナ禍等による社会情勢の激変を受けて「全社協 福祉ビジョン2020」を改訂し、令和7年度を始期とする「全社協 福祉ビジョン2025」を令和7年5月に策定しました。このビジョンは、全国の福祉組織・関係者が、それぞれの地域の実情に応じた「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けた地域づくりを進めていく上での役割を整理し、社会に発信・実践していくことを目的としています。

【ともに生きる豊かな地域社会】

住民一人ひとりが協働し、日々ともに支え合って、生活における楽しみや生きがいを見出し、生活上のさまざまな困難を抱えた場合でも、社会から孤立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。

「全社協 福祉ビジョン2025」では、実践に向けた取組として、「全社協 福祉ビジョン2020」から継続して取り組む項目のほか、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する」「権利擁護を推進する」「福祉のミッション(使命、役割、存在意義)を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む」などが示されています。

(5) 第二次再犯防止推進計画の閣議決定

国では、平成28年12月施行の「再犯の防止等の推進に関する法律」(再犯防止推進法)に基づいた再犯防止施策が推進されており、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

「第二次再犯防止推進計画」では、以下の7つの重点課題が示されています。

〔7つの重点課題〕

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

市町村は、地域住民に最も身近な基礎自治体として、保健医療・福祉等の各種行政サービスを必要とする人等が安定して生活できるよう支援に努めることと、立ち直りを決意した人を受け入れられる地域社会づくりを担うことが求められています。

(6) 第2期愛媛県地域福祉支援計画(令和7年度～令和11年度)の策定

愛媛県では、令和2年に「愛媛県地域福祉支援計画」を策定し、県内市町の「地域福祉計画」の策定や施策を支援するとともに、広域的な視点に立った地域福祉の推進に取り組んできました。しかし、少子高齢化や核家族化の進行により、地域の支え合い機能が弱体化し、生活困窮、こどもの貧困、介護と育児のダブルケアなどの福祉課題が複雑化・複合化しています。また、コロナ禍を通じて孤立や生活不安が顕在化し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備が喫緊の課題とされています。こうした状況を踏まえ、地域福祉の推進に向けた取組を一層着実に進めるため、令和7年に「第2期愛媛県地域福祉支援計画」が策定されました。

地域共生社会の実現に向けた「人」中心の福祉社会づくりのため、小地域単位での支援体制強化、支え手・受け手の関係を越えた住民参加の促進を重視しています。